

備品出納簿の記載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容																
大手前高等学校	<p>備品出納簿の登載内容に誤っているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="457 491 1804 856"> <thead> <tr> <th data-bbox="457 491 759 590">正</th> <th data-bbox="759 491 973 590">誤</th> <th data-bbox="973 491 1163 590">品種</th> <th data-bbox="1163 491 1433 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="1433 491 1703 590">受払日</th> <th data-bbox="1703 491 1804 590">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="457 590 759 856">重要物品 (1,336,062円 = 本体価格992,000円 + 据付費等344,062円)</td> <td data-bbox="759 590 973 856">備品 (992,000円)</td> <td data-bbox="973 590 1163 856">機械器具類</td> <td data-bbox="1163 590 1433 737">通信器具類</td> <td data-bbox="1433 590 1703 737" rowspan="2">平成27年9月1日</td> <td data-bbox="1703 590 1804 737" rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1163 737 1433 856">デスク型放送設備</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="457 1024 1804 1318" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【会計事務ポータルサイト FAQ】</p> <p>Q 備品の出納簿への登載価格については、据付費（設置費）や送料は含まれますか。</p> <p>A 据付費は本体価格に含め、送料は本体価格に含めません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据付費：据付を行わなければ、当該備品は機能し得ないため（例：天井扇、壁面設置型湯沸し器）取得に必要な経費と認められますので、本体価格に含めて出納簿に登載します。なお、据付費には、据付のための技術料派遣費等も含まれます。 </div>					正	誤	品種	品目 商品名	受払日	数量	重要物品 (1,336,062円 = 本体価格992,000円 + 据付費等344,062円)	備品 (992,000円)	機械器具類	通信器具類	平成27年9月1日	1				デスク型放送設備	<p>速やかに備品出納簿の登載内容を修正するとともに、今後は大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1822 583 2398 1829" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第73条関係</p> <p>1 規則第73条第2項の「知事が別に定める」細分類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 備品及び消耗品は、別添の物品例示表によるものとする。この場合、備品の品名の前に◎を附していない物品については、取得価格が10万円未満のものは消耗品とする。</p> <p>なお、物品例示表に記載されていない物品については、耐用年数が3年以上のもので取得価格（取得価格がないとき又は不明のときは、見積価格）が10万円以上のものを備品とする。</p> <p>2 地方自治法施行規則に規定する「重要な物品」並びに備品出納簿（規則様式第39号その2）、生物類出納簿（規則様式第43号その2）及び物品増減通知書（重要物品）（規則様式第51条その2）に規定する「重要物品」は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 1件の購入価格又は評価額が100万円以上の備品</p> <p>なお、「1件」とは、次の区分によるものとする。</p> <p>ア 同一種類の物品 1点</p> <p>イ 独立してそれぞれが使用目的を有するもの 1点</p> <p>ウ 分離することによりその使用目的を失うもの 1式</p> </div>	<p>直ちに備品出納簿の登載内容を修正した。</p> <p>今後は、大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行う。</p>
正	誤	品種	品目 商品名	受払日	数量																		
重要物品 (1,336,062円 = 本体価格992,000円 + 据付費等344,062円)	備品 (992,000円)	機械器具類	通信器具類	平成27年9月1日	1																		
			デスク型放送設備																				

【大阪府財務規則】

(物品の出納の通知及び帳簿の記載)

第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。

2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。

一 備品出納簿(様式第39号)

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年1月11日)